

理事の選任に関する規程

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構・評議員会

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構の評議員会による理事の選任に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(6名の理事についての推薦)

第2条 理事のうち6名については、次の3団体（法律に基づく改組があった場合には改組後のものと読み替える。）から各2名の推薦を受けるものとする。

- (1) 公益財団法人日本オリンピック委員会
- (2) 公益財団法人日本スポーツ協会
- (3) 公益財団法人日本パラスポーツ協会

2 前項の各組織が推薦する者のうち少なくとも1名は、競技者又は元競技者でなければならない。

(理事の選任)

第3条 評議員会は、前条の規定による推薦に妥当な配慮を払い、かつ、全体として競技団体からも競技者からも中立的な構成となるよう理事を選任する。

- 2 評議員会は、理事のうち少なくとも3分の1は中立的な立場にある者となるよう配慮しなければならない。
- 3 評議員会は、理事に欠員が生じた場合には、その理事の属性と同一又は類似の属性を有する理事を可及的速やかに選任しなければならない。

附則 この規程は、2009年4月1日から施行する。

附則 改正後の規程は、2023年7月1日から施行する。